

うるま市農水産業活性化パートナーシップ事業 業務内容仕様書

1. 委託業務名

うるま市農水産業活性化パートナーシップ事業

2. 事業目的

うるま市の農林水産業振興について、民間企業の力を活用し、市産品のPR、ブランド化、農業従事者の支援をすることで、第一次産業の持続的な発展と地域の活性化を図る。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月10日（予定）

4. 業務概要

①オンラインプラットフォームの開設

生産者の顔が見えるストーリー記事、農家インタビューなどを掲載し、将来的にオンラインショップを開設する。

②農水産物セレクト商品（ブランド化）の設定

うるま市産の農水産物のブランド化（2品以上）をして販売する。

③県外スーパーでの物販

県外都市部でのスーパーマーケットにて市産品の出張販売（500,000円以上）をして、国内での市産品の認知度をアップする。

④市産品のメディアでの紹介

著名人などを活用して、市産品をメディアでPRする。

⑤農業従事者の支援（収穫・植え付けなど）

農業従事者への収穫、植え付けなど農作業の支援（30ha以上）を行うことにより、農水産業の活性化を図る。

5. 報告等

(1) 受託者は、委託者に対し進捗報告（月1回以上）、中間報告（実施期間中盤時点）、最終報告（成果物提出時）を行うこと。報告の方法（オンライン、対面、書面）については委託者と協議のうえ決定すること。

(2) 受託者は、委託者に対し、委託業務を実際に実施したことが確認できる次の成果品を納品すること。

〔成果品〕

(ア) 実施記録（報告書、写真、動画等）

(イ) 成果報告書（概要版含む）

6. 委託契約額等

(1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税相当額を提示すること。

(2) 積算の項目については、以下の内容で提示すること。

【Ⅰ. 人件費】

【Ⅱ. 事業費】

【Ⅲ. 再委託費】

【Ⅳ. 一般管理費】

【Ⅴ. 消費税及び地方消費税】

(3) 積算区分は下記のとおりとする。

経費項目	内容
Ⅰ. 直接人件費	事業に従事する者の人件費（人件費＝時間単価×作業時間数）
Ⅱ. 事業費	
①報償費	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会等に出席した外部専門家に対する謝金等）
②旅費	事業を行うために必要な国内出張等に係る経費
③需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費 事業を行うために必要な物品であって、1件あたりが2万円未満の備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料費 事業に必要な業務で使用した車両への給油に係る経費
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷製本費 事業で使用する資料印刷、事業成果報告書等の印刷に係る経費
④役務費	事業で使用する郵便料、運送費、通信・電話料等に係る経費
⑤使用料及び賃借料	事業を行うために必要な会議、講演会等に要する経費（会場借料、機材借料等）及び事務什器等のリース・レンタルに要する経費
⑥諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業に使用することが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さない経費 食料費（講演会講師や利用者へ提供する飲料水の購入料等）等
Ⅲ. 再委託費	発注者（市）との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費 ※1	委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費として抽出、特定が困難な経費
Ⅴ. 消費税	I～IVでの小計に対して10%を乗じた経費

※1「Ⅳ. 一般管理費」について

原則、以下の計算方式により算出すること。

一般管理費 = 直接経費（Ⅰ. 人件費＋Ⅱ. 事業費）× 一般管理費率（※直接経費にⅢ. 再委託費は含まない。）

- 一般管理費率は、委託契約締結時（契約変更があった場合は変更契約締結時）の比率とする。ただし、事業終了後に受託者の都合により締結時の比率を下回る場合は、この限りでない。
- 一般管理費率は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とする。ただし、特殊要因^{※2}等がある場合は、協議のうえ、一般管理費率を決定することとする。

○企業における計算式

一般管理費率 = (「販売費及び一般管理費」 - 「販売費」) ÷ 「売上原価」 × 100

損益計算書から「売上原価」「販売費及び一般管理費」を抽出し計算を行う。ただし、「販売費（販売促進の為に使用した経費（例：広告宣伝費、交際費等））」については、決算書の中期事項などに記載がある場合は、その販売費を採用し、記載がない場合は「販売費及び一般管理費」を「販売費」と「一般管理費」に区分した内訳書を作成し、その「販売費」を採用することとする。

※2特殊要因の具体例

- ①業種特有の理由により、当該業種において相対的に一般管理費率が10%よりも高い場合。
- ②一事業者における一般管理費率が過去複数年にわたり10%よりも高い場合（三年を目安とする。）

7. その他

- (1) 業務の成果物及びデザインデータに関する著作権及び所有権はうるま市に帰属するものとし、当市の業務に自由に使用することが出来るものとする。

8. 問合せ先

うるま市役所農林水産部農林水産政策課農地調整係 担当：大嶺、佐次田

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL：098-923-7607

FAX：098-923-7686

アドレス：nou-seisakuka@city.uruma.lg.jp